

第四部

第二回 参議院司法委員会 會議録 第五十一号

昭和二十三年七月一日(木曜日)午後二時開会

本日の会議に付した事件

○刑事補償の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年法を改正する法律案審査のための調査委員会設置に関する件

○青年補導法案(丸丸義典君発議)

○委員(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。本日は先ず刑事補償の特例等に関する法律案を上程いたします。前回に引き続き質疑を続けたいたします。速記を止めて

「速記中止」

○委員(伊藤修君) 速記を始めて……他に御質疑はございませんか。ないようでございますから質疑はこの程度で打ち切り、討論を省略して、直ちに採決に入ること、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) 御異議ないものと認めて討論を省略いたします。では直ちに採決に入ります。原案に御賛成の方は御起立をお願いします。

「賛成者起立」

○委員(伊藤修君) 全会一致原案を可決すべきものと決定いたしました。尚、本会議における委員長口頭報告については委員長に御一任願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) 御異議ないと認め

めます。尚、原案に賛成された方は御署名をお願いします。

「多数意見者署名」

○委員(伊藤修君) 署名現れはございませんか。ないと認めます。速記を止めて……

「速記中止」

○委員(伊藤修君) 速記を始めて……では、少年法の一部を改正する法律案については、厚生委員会と連合委員会を開くよう厚生委員会に申し入れることにいたします。次に青年補導法案を議題にいたします。速記を止めて……

「速記中止」

○委員(伊藤修君) 速記を始めて……他に御発言はありませんか。では討論はこれをもって終局することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) 御異議ないものと認めて討論は終局いたします。では、直ちに採決に入ります。本案について御賛成の方は御起立をお願いします。

「起立者多数」

○委員(伊藤修君) 多数を以て可決いたしました。尚本会議におけるこの委員長の口頭報告については、委員長に御一任願うておきます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) 御異議ないと認め

○委員(伊藤修君) 速記を始めて……本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十分散会

出席者は左の通り。

委員 伊藤 修君
理事 岡部 常君
委員 大野 幸一君
中村 正雄君
大野 秀次郎君
遠山 丙市君
丸丸 義典君
前之園 善一郎君
宮城 大マヨ君
星野 芳樹君
小川 友三君

政府委員 法務局事務官 國宗 榮君
法務局事務官(局長) 岡咲 恕一君
法務局事務官(少年矯正局長) 齊藤 三郎君

説明員 東京少年 横山 一郎君
審判所長

六月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、刑事補償の特例等に関する法律案(第四十号)(予備審査のための付託は五月七日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(第九十六号)

一、商法の一部を改正する法律案(第九十二号)

一、有限会社法等の一部を改正する法律案(第九十二号)

一、有価証券法等の一部を改正する法律案(第九十二号)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

「株金全額」に改める。

第百七十一條第二項を削り、同條第三項中「第一回」を「株金」に改める。

第百七十二條中「第一回」を「株金」に改める。

第百七十五條第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第百七十七條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第百八十八條第二項第五項を次のように改める。

五 削除

第百九十一條第一項中「又ハ譲受ケ」及び「又ハ株主」を削り、同條第二項中「又ハ譲受ケ」を削る。

第四部 司法委員会會議第五十一号 昭和二十三年七月一日(参議院)

第二百九十七條第一項及び第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第三百一十一條第二十号中「及拂込ミタル株金」を削る。

第三百四十七條 削除
第三百五十七條第四号を次のように改める。

四 削除
第三百五十七條第二項第三号を次のように改める。

三 削除
第三百六十五條第一項を削る。

第三百七十四條第二項中「又ハ未拂込株金額ノ拂込」を削り、同條第三項中「第二百八十八條第一項」を「二百八十八條」に改める。

第三百七十九條第一項の下に左の但書を加え、同條第二項中「第二百八十八條第一項但書及」を削る。

但シ該實ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ
第三百八十一條第一項中「拂込株金額」を「資本」に改める。

第三百九十二條及び第三百九十三條 削除
第四百九條第二号及び第四百十條第二号中「及拂込金額」を「及敷」に改める。

第四百十六條第四項中「第一項」を削る。

第四百二十五條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ数」に改める。

第四百三十條第一項中「第二百二十六條」を「第二百二十五條」に改める。

第四百五十六條第一項中「第三百九十二條、第三百九十三條」を削る。

第四百六十條第二項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四百六十五條第一号中「第二号乃至」の下に「第四号第六号乃至」を加える。

第四百九十七條中「若ハ譲受ケタル者又ハ株式ノ譲渡ヲ假装シ」を削る。

第四百九十八條第十六号を次のように改める。

十六 削除
附則
第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、旧法とは、従前の規定をいう。

第三條 新法施行の際、株金全額の拂込の完了していない株式に關しては、新法施行後もなお旧法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあつた株式で、一時に全額を拂込ませないものに關しても、また同様である。

2 前項に定めるものの外、新法施行前に生じた事項については、旧法を適用する。

第四條 前條第一項に規定する株式については、会社は新法施行の日から二年内に株金全額拂込済のものとするため、株金の拂込をなさしめ、又資本を減少する等必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定ある期間内に、同項に定める措置を講じなかつた場合における措置に關しては、別に法律を以てこれを定める。

第五條 旧法第二百九十七條第一項

第二項及び第三百一十一條第一項第十号の規定は、株金全額の拂込の完了していない株式のある会社の社債の発行に關しては、新法施行後も、なおその効力を有する。

第六條 新法施行の際、他の法令中に商法の規定を準用する旨定めた規定がある場合においては、その規定は、既に引受のあつた株式又は出資についてのみ新法施行後もなお旧法を準用するものとし、その限りにおいて旧法はなおその効力を有する。

有限会社法等の一部を改正する法律案
有限会社法等の一部を改正する法律案
第一條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項及び第六十一條第一項中「第二百八十八條第一項」を「第二百八十八條」に改める。

第六十七條第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第二條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改める。

第二百二十六條第一項中「第二百二十四條第一項但書」を削り、「及ヒ第三百七十四條第二項」を「第三百七十四條第二項及ヒ第三百七十九條第一項」に改める。

第二百三十二條ノ三中「第二百二十四條第一項但書」を「第三百七十九條第一項但書」に改め、「第三百七十九條第二項及ヒ」を削る。

第三百三十五條ノ四十三乃至第四百三十五條ノ四十六 削除
第四百三十八條ノ五中「第三百三十五條ノ四十三乃至第四百三十五條ノ四十六」を削る。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前、有限会社が有限会社法第六十七條第一項に規定する組織変更の決議をした場合においては、その組織変更については、同法の従前の規定を適用する。

商法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第 号)附則の規定により改正前の商法を適用する場合に關しては、非訟事件手続法の従前の規定を適用する。